

我が国のインベントリにおける未推計区分について

(1) 未推計区分とは

インベントリを報告する際に満たすべき要件を記載している「インベントリ報告ガイドライン」(FCCC/SBSTA/2004/8)によると、インベントリは共通報告様式(CRF: Common Reporting Format)を用いて報告することとされており、総ての排出・吸収源の入力欄にデータまたは注釈記号¹(Notation Key)を記入することが求められている。未推計区分とは、排出量または吸収量の算定ができないためにCRFに「NE」(「Not Estimated」: 未推計)と記入された排出・吸収源を指す。

(2) 未推計区分解消の重要性

京都議定書によると、附属書 国により提出されたインベントリは、議定書 8 条に基づく審査(以下、「8 条審査」)を受ける必要があり、8 条審査において問題点が特定されると、議定書 5 条 2 項に基づく調整(以下、5 条 2 項調整)が適用される可能性がある。マラケシュ合意²によると、8 条審査ではインベントリ報告ガイドラインに定義されるインベントリの完全性が審査対象とされることから、未推計区分が問題点として特定され、5 条 2 項調整が適用される可能性がある。

また、京都議定書における各国の約束達成は、2007 年 1 月 1 日までに各国から報告された基準年の排出量に基づき定められた割当量と、毎年のインベントリとの比較で評価されることとなる。この割当量は確定された後は、約束期間中は一定となるため、割当量確定後に統計整備等により推計が可能となった項目があった場合には、その分の排出量は京都議定書の下での約束を達成する上で、我が国にとって不利になる可能性がある。

(3) 我が国の未推計区分

従来、我が国の排出・吸収量の算定については、限られた統計データを用いていかに漏れなく算定するかという視点で検討が行われており、インベントリの完全性については、既に国際的に高い評価を受けている。しかし、一部の排出・吸収源については、IPCC デフォルト値の適用妥当性について判断できない、算定方法や IPCC デフォルト値が示されていない、活動量データが整備されていない、排出または吸収に関する実態が把握されていない、との理由から「NE」と報告している。我が国の未推計区分は、算定方法について専門家による詳細な検討が行われていないために「NE」とされている場合が多い。したがって、IPCC デフォルト値の適用や専門家判断の実施を視野に入れつつ、算定方法について検討を行い、未推計区分をできる限り解消することが極めて重要である。

¹ CRF の所定のセルにデータが入力されない場合に用いられる記号。「NO」(Not Occurring: 活動無し)、「NE」(Not Estimated: 未推計)、「NA」(Not Applicable: 適用不可能)、「IE」(Included Elsewhere: 他で計上)、「C」(Confidential: 秘匿)の 5 種類が用いられる。なお、過去のガイドラインにおいて設定されていた「0」は、最新のガイドラインでは消去されている。

² FCCC/CP/2001/13/Add.3 Draft decision -/CMP.1(Article 8), Annex, パラ 69(d)

(4) 未推計区分の分類と検討の優先順位

未推計区分の解消の検討に当たっては、割当量の確定までに検討結果をインベントリに反映させる必要があることから、割当量報告書の提出期日を念頭に置いて作業を進めなければならない。我が国では、割当量報告書を2006年9月1日までに気候変動枠組条約事務局に提出することが望ましいため、検討結果を可能な限り2006年提出インベントリに反映させることが求められる。

そこで、限られた時間枠内で効率的に検討を進めるために、未推計区分毎に優先順位を設定し検討を行うこととする。

我が国の未推計区分を、「i) IPCC算定方法³、IPCCデフォルト排出係数、活動量データの有無」、「ii) 排出活動の存在の有無」によって分類すると、表1のように3つの分類(分類 ~)に整理される。

表1 未推計区分の分類

算定方法及びデータ	排出活動	分類	未推計区分の例
		分類 算定方法及びデータの把握が可能なため算定値を報告すべき区分	カーバイド製造に伴う排出(CO ₂)
	×	排出が発生していないと考えられるため「NA」または「NO」として報告すべき区分	(該当区分なし)
×		分類 算定方法が示されておらず、現時点では排出実態も不明なため算定が不可能な区分	カルシウムカーバイドの製造に伴う排出(CH ₄) アスファルト屋根材製造に伴う排出(CO ₂)
	×	分類 排出が発生していないと考えられるため「NA」または「NO」として報告すべき区分	石炭採掘に伴う排出(N ₂ O) 固体燃料転換に伴う排出(N ₂ O)

算定方法及びデータ

：IPCC算定方法、IPCCデフォルト排出係数、活動量データの把握が全て可能。

×：IPCC算定方法、IPCCデフォルト排出係数の把握が不可能。

排出活動

：微小排出も含む排出につながる活動が国内で行われていると考えられるもの。

×：排出につながる活動が国内で行われていないと考えられるもの。

8条審査では、算定方法及びデータの把握が可能な未推計区分や、排出が発生していると想定される未推計区分について指摘を受ける可能性が高い。ただし、分類は、1996年改訂IPCCガイドライン等に算定方法が示されていないこと、排出実態に関する情報が乏しいため算定方法の検討に時間を要することから、他の分類とは切り離して検討することが適当である。

以上より、8条審査に耐えうるインベントリを効率的に作成するため、検討の優先順位を「分類 分類 分類」と設定し、分類、は2005年提出インベントリの提出までに、分類は割当量報告書の提出までに検討することとする。ただし、分類については、必ずしも総ての未推計区分を解消する必要はなく、検討の結果、算定不可能と判断されれば未推計区分(NE)のまま報告する。

³ 1996年改訂IPCCガイドラインまたはIPCCグッドプラクティスガイダンス(2000年)に示される算定方法。

(5) 検討方法

A) IPCC デフォルト値の適用

分類 に示されるように、排出につながる活動が行われていると考えられ、かつ、算定方法及びデータの把握が可能であるにも関わらず、IPCC デフォルト値の適用妥当性について判断できないため、未推計と報告している区分については、2003 年のインベントリの訪問審査において IPCC デフォルト値を用いた算定方法 (Tier 1) を適用することが推奨されたことを踏まえ、Tier 1 を用いて算定を行うこととする。

また、分類 には、既に算定方法に関する検討が行われ、排出量が算定されているにも関わらず、排出量が微小なため、微小排出 (Negligible) と報告している区分が含まれている。微小排出区分は未推計区分には該当しないが、CRF 上区別がつかないため⁴、今後は排出量算定値を報告することとする。

B) 専門家判断の実施

排出につながる活動が行われていないと考えられるが、それを裏付ける実測値等が得られていないため、未推計と報告している区分 (分類) については、専門家による検討を行い、検討結果に基づき「NO」または「NA」として報告することとする。

C) 排出実態に関する調査やデータ測定の実施

現時点では排出実態について十分なデータが得られておらず、算定方法の把握も不可能なため、未推計と報告している区分 (分類) については、他国の報告状況を考慮した上で、排出実態に関する調査やデータ測定の実施、及び排出係数や活動量データの上限值を専門家判断により設定すること等により、排出量算定値の報告方法を検討する⁵ (場合によっては「NO」、「NA」または「NE」として報告する可能性もある)。

⁴ 排出量が微小 (Negligible) である場合についても、条約事務局への報告の際には排出量の算定値もしくは「NE」として報告すべきであるとされている (FCCC/CP/2004/)

⁵ 資料 4-1「図 1 インベントリ報告ガイドラインの記述内容を反映した排出・吸収量に関する注釈記号決定のためのデシジョンツリー(案)」参照

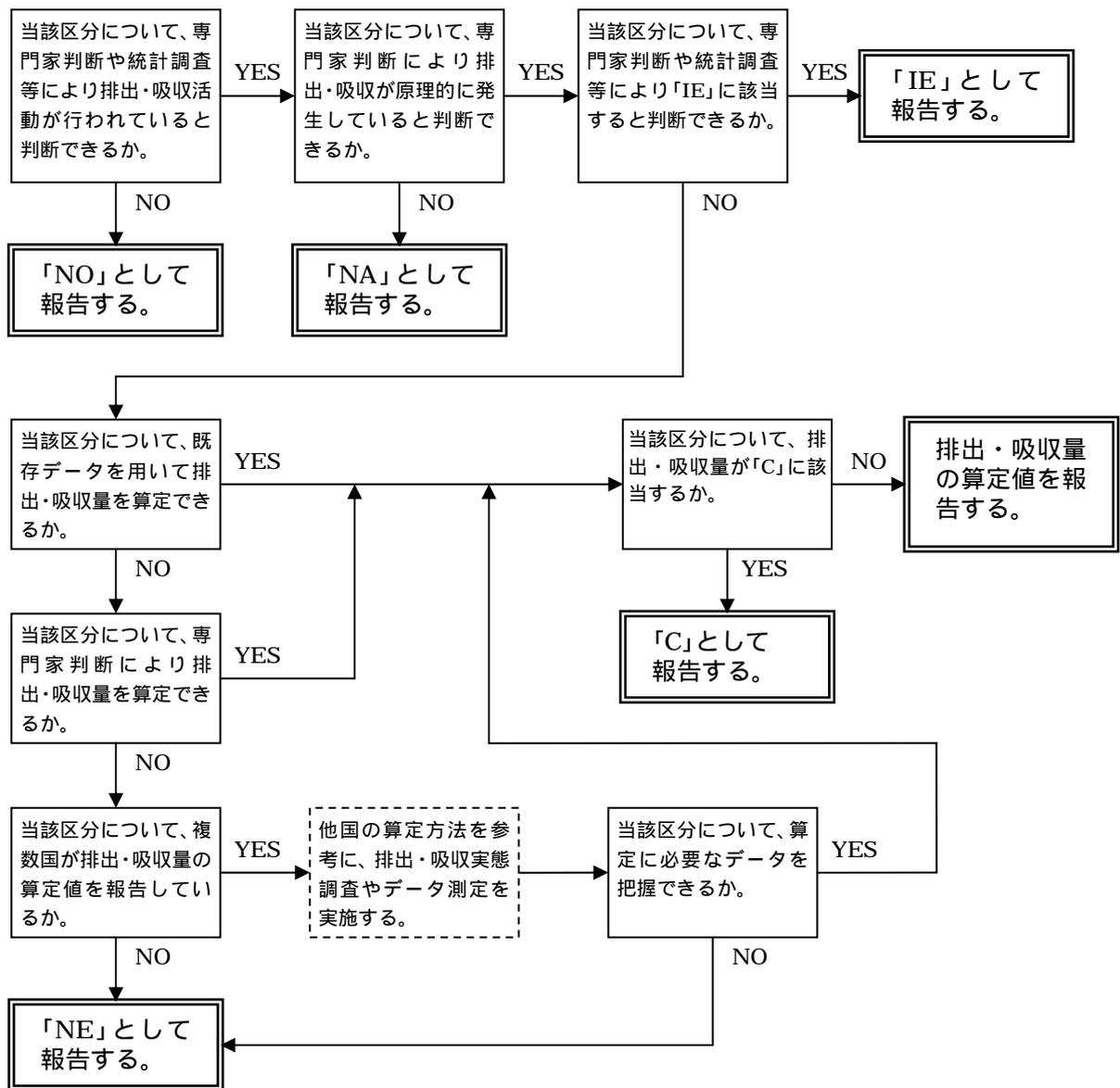


図 インベントリ報告ガイドラインの記述内容を反映した排出・吸収量に関する注釈記号決定のためのデシジョンツリー